令和元年 10 月 18 日決定　道告示第 697 号
令和 7 年 7 月 29 日変更　道告示第 367 号

美唄奈井江都市計画（美唄市・奈井江町）　（非線引き都市計画区域）
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

Ⅰ．都市計画の目標

１．基本的事項

（１）目標年次

この方針では、美唄奈井江都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を令和 12 年(2030 年）の姿として策定する。

（２）範　囲

本区域の範囲及び規模は次のとおりである。

	市　町　名	範　囲	規　模
美唄奈井江都市計画区域	美 唄 市	行政区域の一部	約 11,821　ha
	奈井江町	行政区域の一部	約 5,247　ha
	合　計		約 17,068　ha

２．都市づくりの基本理念

本区域は、道央広域連携地域空知地域の中央部に位置し、炭鉱とともに発展してきたが、エネルギー需給構造の変革により昭和 48 年（1973 年）にはすべての炭鉱が閉山した。

市街地は、JR 美唄駅及び JR 奈井江駅を中心に２つの市街地が形成され、２つの市街地の間に空知団地が整備されている。

地域経済の活性化を目指し､中心的役割を果たすことが期待された空知団地であるが、企業立地が進まない状況であり、引き続き、企業立地の促進を図り、地域を支える産業等の振興が求められている。

また、人口の減少と高齢化が進んでおり、これらに起因する中心市街地の活力の低下が進んでいることから、活気のある中心市街地の形成が必要である。

その他、住宅地や工業地においては未利用地が多く、これらの土地利用の促進が求められている。

美唄市では､豊かな自然を観光資源として､活用するとともに､この自然景観を将　来に残すため､エコロジーなまちづくりを進めることとしている｡また､すべての市民が、健康で、いきいきと暮らせるまちづくりを進めるために、医療や介護の体制確保に努めていくこととする。

奈井江町では、豊かな自然と田園地帯に恵まれた地域性を生かし、健康と福祉を充実させ、豊かで文化的な暮らしやすいまちを目指してきた。

これからは、これまで築いてきた多くの資産を有効に活用して、すべての町民が幸せを感じることができる快適でうるおいのある個性豊かなまちを目標として、まちづくりを進める。

本区域の都市づくりにおいては、このことを踏まえるとともに、今後は人口の減少や少子高齢化が進行することから、都市の防災性の向上が図られ、誰もが安心して心豊かに住み続けられるコンパクトなまちづくりに向けた都市づくりを進める。さらには、地球環境時代に対応した低炭素型都市構造への転換を目指す。

Ⅱ．区域区分の決定の有無

１．区域区分の有無

本区域に区域区分は定めない。なお、区域区分を定めないとした根拠は以下のとおりである。

本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化

の進行は見られず、用途地域周辺の農林業への影響も少ないことから、非線引き都市計画区域としてきたところである。

現在､人口及び世帯数は減少の傾向を示し､産業については停滞している状況であり、今後ともこれらが増加、発展に転じることは容易ではないと推測される。

今後は、未利用地等を有効活用しながら、これまで整備等を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については現在の市街地と同程度と想定し、農林業との健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。

これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから今後においても急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めないこととする。

Ⅲ．主要な都市計画の決定の方針

１．土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

（１）主要用途の配置の方針

本区域では、３・２・１大通（国道 12 号)、美唄駅、奈井江駅を基軸とし、東西に、農林業との調整を図り、計画的に市街地の整備が図られてきた。

しかしながら、近年の人口減少や少子高齢化の進行、更には中心市街地の空洞化により、まちの賑わいが低迷するなど都市構造そのものを見直さなければならない局面をむかえている現状である。

このため本区域では、都市をとりまく環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とする「コンパクトなまちづくり」､を目指し、住宅地、商業業務地、工業・流通業務地の各用途を次の通り配置する。

①　住宅地

・本区域の住宅地は、専用住宅地及び一般住宅地で構成する。
・専用住宅地は、美唄市街地及び奈井江市街地の東西外縁部に配置し、周辺の田園環境や自然環境と調和したゆとりある良好な住環境の形成を図る。
・一般住宅地は、商業業務地の周囲などに配置し、生活利便性の向上と住環境の保全が調和した住宅地の形成を図る。

②　商業業務地

・本区域の商業業務地は、中心商業業務地及び地域商業業務地で構成する。
・JR 美唄駅前を中心とし、３・２・１号大通（国道 12 号)、３・４・３号栄通（主要道道美唄月形線）及び３・４・９号旭通の沿道を含む地区には、中心商業業務地を配置し、JR 美唄駅周辺での市街地整備やまちなか居住を図り、中心市街地としての活性化や美唄市街地における生活利便性の向上を図る。
・JR 奈井江駅前を中心とする３・２・１号大通（国道 12 号）沿道を含む地区には、地域商業業務地を配置し、行政、医療、福祉、子育て支援、商業等の生活利便施設等の集積により、奈井江市街地における生活利便性の向上を図る。

③　工業・流通業務地

・本区域の工業・流通業務地は、一般工業地、専用工業地及び流通業務地で構成する。
・空知団地及び奈井江市街地の奈井江工業団地には専用工業地を配置し、良好な操業環境の整備により、引き続き、多様な分野の企業立地の促進や新たな産業の育成を図る。
・美唄市街地の東明工業団地及びその隣接地には、専用工業地及び流通業務地を配置し、北海道縦貫自動車道美唄インターチェンジに近接する交通利便性の高さを生かした工業施設や流通業務施設の集積を図る。
・３・２・１号大通（国道 12 号）の沿道の一部には、一般工業地及び流通業務地を配置し、交通利便性の高さを生かした工業系土地利用の維持、増進を図る。

④　用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

・北海道縦貫自動車道美唄インターチェンジから美唄市街地に至る３・４・２号東明通（主要道道美唄富良野線）沿道については、今後の土地利用の動向等を踏まえ、必要に応じて用途地域の見直しや特別用途地区の活用などにより、交通利便性の高さを生かした流通業務施設等の立地や周辺の住宅地における住環境の保全を図る。

・3・2・1 号大通（国道 12 号）から西側には市役所や市立美唄病院を核とした公共施設の誘導を図るための適切な用途地域の見直しを検討する。

・公営住宅東光団地周辺地区の大規模な長期未利用地については、様々な視点による検討を進め未利用地の解消に向けた取り組みを進めるために適切な用途純化又は用途の複合化を図る。

・旧美唄工業高校跡地については、公営住宅の集約及び都市機能増進施設等の誘導による賑わい創出を図り、良好な住環境に配慮した用途地域の見直しを検討する。

（２）市街地における建築物の密度の構成に関する方針

・住宅地のうち、一般住宅地は中密度での土地利用を、専用住宅地は低密度での土地利用を基本とし、地区の特性に応じた良好な住環境の形成及び保全を図る。

・商業業務地のうち、中心商業業務地は高密度での土地利用を図りながら地区の特性を踏まえた適切な密度での土地利用を図る。

・工業・流通業務地は、中密度での土地利用を基本とし、地区の特性を踏まえた適切な密度での土地利用を図る。

（３）市街地の土地利用の方針

①　土地の高度利用に関する方針

・３・２・１号大通（国道 12 号）から西側の公共施設が集積した地区については、行政、医療、福祉、子育て支援、商業等の都市機能を誘導する区域として、未利用地の有効活用及び高度利用を進め、多様な都市機能の集積による土地利用の複合化を図る。

②　居住環境の改善又は維持に関する方針

・東５南２地区の専用住宅地については、地域の特性を活かしたゆとりある住環境の形成を図るため地区計画等により、良好な居住環境の改善に努める。

・道路、公園など蓄積された社会資本を有効に活用し、これまで築かれてきた良好な住宅地の維持、保全を図り、道路未整備地区について、基盤整備による住環境の形成を図る。

③　都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

・市街地内の緑地については、良好な都市環境を維持するために必要な緑地として今後も適正な保全を図る。

（４）その他の土地利用の方針

①　優良な農地との健全な調和に関する方針

・本区域のうち、集団的農用地や国営・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農用地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として用途地域拡大の対象とはしない。

②　災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

・溢水、湛水、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。また、気候変動により増大する水災害リスクに対して、まちづくりにおける防災への配慮について検討す

る。
・土砂災害特別警戒区域に指定されている美唄市の落合地区等、奈井江町の 11 号線の沢川地区については、災害防止の観点から、特に市街化を抑制する。
・既成市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づき、災害の防止に努める。

③　自然的環境形成の観点から必要な保全に関する方針
・美唄市の東部の山林については、水源かん養機能の維持、野鳥等の保護を基本とし、今後もその自然的環境の保全を図る。
・美唄市の西側に広がる防風保安林については、今後もその機能の維持保全を図る。
・奈井江町の景観シンボルとして、にわ山森林自然公園を中心とする森林景観の保全を図る。

④　秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針
・美唄市の３・２・１号大通（国道 12 号）沿道などの用途地域の指定のない区域にある既存集落については、必要に応じて建築物の形態制限の見直しや特定用途制限地域の指定によりその住環境の保全を図る。
・現況が優良な農地である美唄市茶志内町の 3・2・1 大通（国道 12 号）沿線地域や、美唄市市街地縁辺部地区、奈井江町市街地縁辺部の茶志内地区や高島地区などについて、農業との調整を図りながら、用途地域の縮小を検討する。
・奈井江町の用途地域の指定のない区域については、必要に応じて建築物の形態制限の見直しや特定用途制限地域の指定等により、沿道景観や周辺の田園環境、既存住宅の住環境の保全を図る。

２．都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

（１）　交通施設

①　基本方針

ａ　交通体系の整備の方針

本区域は、道央広域連携地域空知地域の中央部に位置する地方中小都市であり、今後も都市内道路網の重要性は変わらないものと考えられる。

このため、広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう統合的かつ一体的に進めるとともに、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と情報技術等を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で交通施設整備を検討する。

これらの考えのもとに、基本方針は次のとおりとする。
・都市間や空港、港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める.
・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。
・美唄市は、人口減少や高齢社会が進む状況を踏まえ、将来のまちづくりを加味した交通ネットワークの検討及び持続可能な公共交通を実現するために「美唄市地域公共交通計画」を策定していることから、本計画と連携して、公共交通の利用促進のために、今後とも沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成を図るとともに、交通結節点の機能強化に努める。

・本区域は、ＪＲ函館本線を境に市街地が形成されていることから、市街地の一体性や連携性の確保のために、道路網の形成に努める。

b　整備水準の目標

・交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って必要な路線の道路機能確保に努め、当面の整備水準は以下のとおりとする。

	平成 27 年（2015 年） （基準年）	令和 12 年（2030 年） （目標年）
幹線街路網密度	2.38km/km2	2.49km/km2

②　主要な施設の配置の方針

a　道路

・市街地を南北に縦断する３・２・１号大通（国道 12 号）を都市の骨格となる道路とする。

・３・４・２号東明通（主要道道美唄富良野線）、３・４・３号栄通（主要道道美唄月形線）、３・３・21 号中央通（一般道道美唄停車場線）、３・４・102 号 14 号東通（一般道道東奈井江奈井江停車場線）、３・４・103 号 15 号通（主要道道江別奈井江線）、３・４・105 号東２線通（一般道道砂川奈井江美唄線）、３・３・115 号駅前通（一般道道東奈井江奈井江停車場線）及びその他の都市計画道路を配置し、格子状の都市内道路網を形成するとともに、北海道縦貫自動車道へのアクセス機能を強化する。

b　交通結節点等

・３・３・21 号中央通（一般道道美唄停車場線）に JR 函館本線美唄駅の駅前広場及び３・３・115 号駅前通（一般道道東奈井江奈井江停車場線）に JR 函館本線奈井江駅の駅前広場を配置しており、今後とも交通結節点機能を確保する。

③　主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に実施を予定する主要な事業は次の通りである。

・３・４・９号旭通及び３・５・12 号東 3 条通の整備を促進する。

（２）　下水道及び河川

①　基本方針

a　下水道及び河川の整備の方針

ア　下水道

・生活環境の改善、公共水域の水質保全及び浸水の防除を図り、都市の健全な発展と衛生環境の向上に資するため、石狩川流域下水道事業計画と整合を図りつつ、下水道整備を促進する。

イ　河　川

・自然環境等に配慮しつつ、防災と親水を目的として河川及び水辺空間の整備に努める。

b　整備水準の目標

ア　下水道

・下水道の普及率は、平成 27 年(2015 年)で美唄市が 76.9%、奈井江町が 88.6%であり、今後も市街地の下水道の普及向上を目指し、整備促進を図る。

イ　河　川

・河川については、治水の安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。

②　主要な施設の配置の方針

a　下水道

・生活雑排水及び産業排水等による水質汚濁や雨水による浸水の被害を防ぎ、衛生的な都市生活の充実と確保を目標として、将来的な土地利用と整合を図りながら、美唄奈井江公共下水道及び石狩川流域下水道の整備を促進し、未整備地区内の普及を図るとともに、適切な改築更新を図る。

ｂ　河　川

・石狩川、美唄川、奈井江川及び茶志内川を主とする河川については、各種開発事業等との調整を図りつつ、親水機能にも配慮した自然と触れ合う水辺空間の活用や総合的な治水対策等に努める。

③　主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に実施を予定する主要な事業は次の通りである。

・市街地の未普及地区の管渠の整備を促進するとともに老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら、改築更新を図る。

（３）　その他の都市施設

①　基本方針

・美唄市ごみ焼却場、美唄市生ごみ堆肥化施設及び美唄市斎場については、施設の整備等に関する計画を踏まえて適切な維持管理を行う。

・その他のごみ焼却場及びごみ処理場等の都市施設について、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏まえて適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的な性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。

３　自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

（１）　基本方針

・本区域における緑地の形態は、南北に広がった市街地の東側に展開する夕張山系から連なる山岳丘陵地の緑地及び市街地西側に広がる防風林が一体となった田園並びに西側外縁部を流下する石狩川の河川空間、市街地を貫流する奈井江川及び外縁部を流れる美唄川の河川空間を骨格とする格子状の緑地形態を成している。

この緑地の形態に即応して、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及び各系統における機能が総合的に発揮され、かつ、緑のネットワークを形成するように公園緑地等を適正に配置し、整備保全に努める。

また、都市公園においては長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進める。

（２）　緑地の配置の方針

①　緑地系統ごとの配置方針

ａ　環境保全系統

・都市の骨格となる緑地として、奈井江中央公園及び東明公園を配置する。

ｂ　レクリエーション系統

・日常圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、街区公園及び近隣公園をそれぞれ配置するとともに、週末圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として東明公園を配置する。

ｃ　防災系統

・災害時における避難場所として、中央公園、旭公園及びゆたか公園を配置し、また、復旧活動の拠点等として機能する総合公園及び緑地の適正な配置や整備を図る。

ｄ　景観構成系統

・自然性に富んだ緑地や風致の維持、良好な景観形成に資する緑地の保全に努めることとし、奈井江川河川緑地などの保全に努める。

ｅ　その他の系統

・石狩川、美唄川、奈井江川及び茶志内川を主とする河川空間や幹線道路の道路空間等の緑を充実し、緑豊かで潤いのある水と緑のネットワークの形成に努める。

② **コンパクトなまちづくりに係る配置方針**

・コンパクトなまちづくりを進めるため、区域内の公園等緑地の適正配置を進める。また、人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地の適正配置を実現する観点から、長期未着手である中央公園の一部見直しを含めて、区域内の公園等緑地が都市の利便性上より有効となるように配置する。

（３） 実現のための具体の都市計画制度の方針

・都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に進めるため、都市緑地法の規定に基づく、「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の策定を検討するとともに、各種計画等を踏まえた上で、必要なものを公園等の都市施設や特別緑地保全地区等の地域地区として、都市計画決定を行う。

（４） 主要な緑地の確保目標

おおむね 10 年以内に整備を予定する主要な施設は次のとおりとする。

・総合公園については、東明公園の整備を図る。